



肝臓(きも)、卵巣(まこ)、その他有毒部位の提供・販売は禁止されています!!

ふぐは「テトロドトキシン」という、青酸カリの1,000 倍以上の強さの神経毒を持っています。ふぐの毒を 食べると、食後20分から3時間でしびれや麻痺が 現れます。麻痺は口から体全体に広がり、重症の場合 は呼吸困難で死亡することがあります。ふぐの毒は 加熱、塩もみ、水さらしでは抜けません。

- ●神戸市内の飲食店や魚介類販売店、製造・加工所でふぐを処理 (有毒部位を除去)する場合は、ふぐ処理者(ふぐ処理者試験 などに合格した人)の設置と、保健所長への届出が必要です。
- ●保健所長から交付された「ふぐ処理施設届出済証」は、お店 の見えやすいところに掲示してください。
- ●ふぐの処理は、ふぐ処理者、または、ふぐ処理者の立会いの もとでしかできません。

✓ 食用ふぐの種類(標準和名)と可食部位

「養殖ふぐなら安全」は間違い。天然・養殖を問わず、可食部位が決められています。

筋肉・皮・精巣

トラフグ



カフス



シロサバフグ



クロサバフグ



シマフグ



その他

カナフグ、ヨリトフグ、イシガキフグ、 ハリセンボン、ヒトヅラハリセンボン、 ネズミフグ

筋肉・精巣

ショウサイフグ





ナシフグは、有明海、橘湾、香川県および岡山県の 瀬戸内海域で漁獲されたものの筋肉並びに、有明海 および橘湾で漁獲され、長崎県が定める要領に基づき 処理されたものの精巣に限ります。

ゴマフグ





その他

メフグ、アカメフグ、ハコフグ

筋肉

コモンフグ



岩手県越喜来湾および釜石湾並びに宮城県雄勝湾で 漁獲されたコモンフグは食用にすることができません。



その他

ヒガンフグ、サンサイフグ

岩手県越喜来湾および釜石湾並びに宮城県雄勝湾で 漁獲されたヒガンフグは食用にすることができません。

✓ 種類のわからないふぐは 販売・提供できません。

雑種のふぐは、親ふぐ種の片方だけが可食部位 となっている部位は食べられません。親ふぐ種の 両方ともで可食部位となっている部位は食べられ ます。両親種が鑑別できない雑種のふぐは確実 に排除してください。

神戸市のホームページもご覧ください。

神戸市 ふぐ食中毒に注意

